

(人のうごき)

(41. 5月末現在)

人口 114,064

世帯 29,259

前月に比べ

830人 232世帯の増

広報 かしわ

発 行 所

柏 市 役 所

柏 市 柏 206 番 地

電 話 柏(67)1111 代 表

編 集 秘 書 課 広 報 係

永久選挙人名簿調製へ

六月二十日

全国一斉に

六月二十日を期して、全国一斉に、「住民の実態および選挙の資格に関する基礎調査」が行われますが、この調査の目的は、主として選挙資格の調査を行ない、「永久選挙人名簿」を調製するほか、

公職選挙法の改正について

国会議員及び地方公共団体の長並びに議会の議員の選挙を、正しく、公平に行うため規定してある公職選挙法について、選挙人名簿を作る手続きを主に改める法律の一部改正案が、今開会されている

住民登録など、市民生活にとって必要な基本的調査もかねております。

今回は、特に選挙資格の調査について皆さんにお知らせし、ご協力をお願いいたします。

国会に上程され、六月一日に参議院において可決、即日公布されることになりました。

この改正については、市民の皆さんに直接関係がありますので、改正点の概要をお知らせします。

法律改正の目的

今回法律が改正される大きな原因となったものとしては

- 1、選挙の都度名簿脱漏の問題が全国的に起っていること。
- 2、選挙人名簿に二重登録が非常に多いこと。

などの点があげられています。そこで、国としては、全国一斉に一定の調査期日(六月二十日)によって、国勢調査に準ずる大規模な住民実態調査を実施し、この

調査によって資格のある者は登録し、資格のない者については名簿から除くなどして、選挙人名簿を修正し、これを永久選挙人名簿と

申出による名簿登録制度

改正された主な点は、次のとおりです。

一、従来は職権による選挙人名簿登録を主に採用していたものを、申告を主にした制度に改められました。

皆さんご存知のとおり、選挙人名簿には、毎年九月十五日現在によって三ヶ月以上その市町村に住所のある二十才以上の者を調査して選挙管理委員会が作る基本選挙人名簿と、選挙が行なわれるつど申出にもとづいて一定の資格者を登録する補充選挙人名簿との二種類があります。

しかし、今度法律改正により今年六月に行なう実態調査によって選挙人名簿が加除修正された後においては、原則として、常時登録申出の制度によって登録の申出をした者のみを、毎年三月と九月の年二回、選挙管理委員会が資格の有無を決定して登録する選挙人名簿一つとなりました。

して、今後の選挙はこの名簿によって実施することにより、正しい選挙を行なうこととなります。

この名簿は、いままでのものとことなり、皆さんが一たん登録されると、住所の移動、死亡等の理由で選挙人名簿に登録される資格を失なうまで「永久」に登録されている、つまり「永久選挙人名簿」となるわけです。

二、常時登録申出制度の採用によりまして、補充登録申出制度が廃止されました。

補充登録申出制度は、終戦後海外引揚者を対象として定められた制度であったものが、人口の増加によって、転出入の移動が激増したため、制度の性格が次第に変わり、大都市及びその周辺の都市では、選挙の都度、この制度が大きくとりあげられてきたために、この制度を廃止して、常時登録申出制度に変えたわけです。

三、転出証明制度を採用して、名簿登録の正確を期することとなりました。

今の法律は、各市町村独自の方式で基本選挙人名簿を調製している関係で、名簿に登録するとき、調査の徹底を欠いたために名簿脱れや二重登録があったわけですが、この制度を採用することにより、一定の書類(選挙人名簿登録抹消申請書)を持参して手続きをしない限り転入者の場合はその市町村の選挙人名簿に登録されませんので、今までの問題となった欠点を防止できることとなります。

四、選挙人名簿は、原則として常時閲覧することができるようになりました。

今までの制度ですと、補充登録の申出をするためにのみ閲覧ができたものが、今後は特別に定められた期間(選挙の公示又は告示の日から選挙の期日後五日まで、毎年三月二十一日から四月四日まで及び九月二十一日から十月五日まで等)以外は、原則として、常時閲覧ができることとなります。

五、選挙人名簿がカード化されます。

今までの名簿は、簿冊式でしたが、「永久選挙人名簿」となり、事務処理の簡素化を図るため、個人別のカードによる選挙人名簿に改められます。

よく見

よく聞き

よく選べ



(昨年の参院選から)

実態調査の実施

以上のように、名簿は原則として「永久」に据置かれるということになりますと、その基本ともいふべき最初の名簿は、間違いない、しっかりとしたものを作らなければなりません。

そこで、住民の「選挙資格の実態調査」が行なわれることとなります。

この調査の結果によって「永久選挙人名簿」のもとが作られるため非常に重要な調査となりますので、細部については調査票とともに説明書を配布いたしますが、大要は次のとおりです。調査員が訪問の際は、この調査にご協力くださるよう、お願いします。

一、調査の目的
この調査の目的は、公職選挙法の改正により、永久選挙人名簿を調製するため、選挙資格の調査を実施するのとあわせて、住民台帳基本法制定の予備調査としての調査もかねております。これにより正しい選挙人名簿の調製とともに、各種の基本調査

も行ない、行政事務を速くまわりのないものとするものです。

二、調査の期日
六月二十日

三、調査の時期
準備調査
六月十五日～六月十九日
本調査
六月二十日～六月二十九日

四、調査の対象
日本国民であって、六月二十日現在柏市の区域内に住所がある者。

五、調査区
国勢調査実施の時の調査区を基礎とします。

六、調査員
原則として市職員の中から、市長及び選挙管理委員会委員長が委嘱した者となります。

七、調査の単位
世帯を単位に調査します。

八、調査票の提出
調査員が各世帯に調査票を配布し、各自が記入して回収します。



写真は市庁舎にある高さ5mの公明選挙推進宣言都市の標示です。

す。

(注) この調査票を提出しない

と原則として選挙人名簿には登録されないので、必ず六月二十九日までに、調査票を提出してください。

九、調査票の利用

- 1、選挙資格を決定し、永久選挙人名簿に登録します。
- 2、住民登録、配給関係帳票などと照合し、確認します。
- 3、国民年金、国民健康保険台帳などと照合し、確認します。
- 4、ごみ、し尿の処理状況を確認します。

(注) この調査票は、自治体の指示により、税金関係諸台帳との照合は行なわないことになっております。

一〇、調査票による永久選挙人名簿の調製
この調査票から選挙資格を決定、永久選挙人名簿に登録する日程は、次のとおりです。

- 六月三十日～八月十五日
調査票の点検、選挙資格者の決定、選挙人名簿の修正。
- 八月二十六日～九月九日
選挙人名簿の複製、異議申出期間

(注) この期間中に必ず選挙人名簿を複製して、名簿に登録されているかどうかを確認してください。

- 九月十日～九月二十九日
異議決定期間
- 九月三十日

選挙人名簿確定期日

二、調査票記入上の注意事項

こまかい点については、調査票と同時に説明書を配布しますので、ここでは簡単に説明します。

1、記入するときは、原則として黒インクまたは黒鉛筆を使用してください。

青インクの場合は、できるだけこまかい書きをお願いします。

2、必要事項欄には、洩らすことなく記入してください。

3、この調査票の選挙資格の調査事項については、申出書として取扱われますので、世帯主又は世帯の責任ある人が、記名捺印してください。

調査票が二枚にわたるときにも、それぞれに記名捺印してください。

4、住所は、生活の本拠（生活の中心となっている場所）をいいますので、必ず一人一箇所です。

5、世帯とは、住居と家計をともにしている人の集りをいいます。

○普通世帯
同じ住居に住んでいて、家計をともにしている二人以上の集りは、一つの世帯とし、住居は同じでも、家計を別にしている二人以上の集りは、独立した一つの世帯とします。

○単独世帯
一人で独立した住居に住んで

ている人は一つの世帯とし、他の世帯と同じ家屋内に住んでいるが、一人で別に家計をたっているものは、独立した世帯とします。

○準世帯
寄宿舎、寮、病院、療養所

お願い

以上のように、この調査は、選挙名の改正がおもなねらいとなっておりませんが、このほか、住民登録、米穀配給、拠出制国民年金、福祉年金、国民健康保険など各種

養老院、自衛隊等の施設に同居している独身者の集りは、一つの世帯とします。
△使用人、雇入等で住込みの者は、原則として雇入の世帯に含めます。

の調査をかわせていただきますので調査票の提出がないと、選挙名簿からもあれるほか、市民生活に必要必要な基本事項が確認できなくなりますので、ご協力も必ず正しく記入のうえ、調査に協力くださるようお願いいたします。

住民の実態および選挙の資格に関する基礎調査票		世帯主氏名		世帯主氏名		世帯主氏名	
氏名	性別	年齢	職業	住所	世帯主	世帯主	世帯主
1	男	45	会社員	柏市	○		
2	女	42	専業主婦	柏市		○	
3	男	18	学生	柏市			○
4	女	15	学生	柏市			○
5	男	65	年金受取	柏市			○
6	女	62	年金受取	柏市			○
7	男	75	年金受取	柏市			○
8	女	72	年金受取	柏市			○
9	男	80	年金受取	柏市			○
10	女	78	年金受取	柏市			○

6月20日に実施する調査票の写しです。